

3 総防管第 6 1 6 号  
令和 3 年 5 月 7 日

東京都専修学校各種学校協会 御中

東 京 都 知 事  
小 池 百 合 子  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
東京都における緊急事態措置等について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和 3 年 4 月 2 3 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「特措法」という。）第 3 2 条第 1 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を 4 月 2 5 日から 5 月 1 1 日まで、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とする旨の緊急事態宣言が行われましたが、5 月 7 日、緊急事態措置を実施すべき期間が 5 月 3 1 日まで延長されるとともに、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とする変更がなされました（資料 1）

これを受け、都は、5 月 7 日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）等を踏まえ、感染の拡大を防ぐため、5 月 1 2 日から 5 月 3 1 日まで、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を実施することといたしました。（資料 2）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（飲食店、集客施設等に対する休業要請等）、イベントの開催制限（人数上限 5, 0 0 0 人かつ収容率 5 0 % の規模要件に沿った開催等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、令和 3 年 5 月 7 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。（資料 3）

なお、6 月 1 日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【送付資料】

資料1・・・令和3年5月7日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

資料2・・・令和3年5月7日

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」

資料3・・・令和3年5月7日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

#### 【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210507.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210507.pdf)